

# EFFORT

“エフォール”

弔慰見舞金保険



さくら少額短期保険株式会社

企業・団体にお勤めのみなさま

# 日常的にさらされる様々な危険に対する、備えは万全ですか？

特長

死亡・入院・重度障害・火災・風水災・地震等のリスクをワンストップで幅広くサポートします。

1

**死亡・入院・重度障害から  
家屋の災害、地震まで幅広く保障します。**

2

**それぞれの保障が  
お客様の現在の状況に合わせて、選択できます。**

3

保険料（死亡、重度障害、入院）は、男女・職業に係わりなく同一で、3つの年齢群に区分して算出します。

**同じ区分であれば  
毎年の保険料が変わることはありません。**

4

**保険期間は、1年間で  
契約更新時に契約内容の変更が可能です。**

5

**簡単な告知のみで加入、医師の診断は不要です。**

6

**災害保障は、地震災害特約も付帯可能です。**

## 保障内容



# みなさまの 万が一の場合や入院に備えて…

## 死 亡 保 障

保険期間中に被保険者が、病気、災害に係わらず死亡したときに死亡保険金が支払われます。

## 入 院 保 障

被保険者が、継続して入院し、かつ所定の継続入院日数に達した時に入院一時給付金が支払われます。

## 重 度 障 害 保 障

被保険者が、病気、災害に係わらず「重度の障害の状態※」に該当したときに重度障害保険金が支払われます。



### ※重度の障害の状態とは…

労働者災害補償保険法施行規則別表第一に定める第1級もしくは第2級に該当する障害の状態またはこれに該当すると認められる状態、または要介護認定等に係わる介護認定審査会による審査及び判定の基準に関する省令の第一条第一項第四号または第五号の状態に該当する状態をいいます。



# 災害による住居の損壊等に備えて…



## 災 害 保 障

被保険者が居住する建物、居室、または被保険者が居住する建物、居室に収容される家財（生活の用に供する動産）が、火災、風水災等の事故に遭い経済的損失があった場合、生活再建費用の一部として災害保険金が支払われます。

## 地震災害特約

「災害保障」の特約です。

この特約を付帯することによって、地震または噴火もしくはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、経済的損失があった場合も保険金が支払われます。

# EFFORT

# 保険契約者、被保険者

## ■ 保険契約者

満15歳以上満66歳未満の企業・団体にお勤めになられている方（個人）となります。

ただし、災害保障および地震災害特約に関しては、年齢の範囲を問いません。

※告知の内容によってはお引き受けできない場合があります。

## ■ 災害保障の対象範囲

被保険者が居住する建物、居室、または被保険者が居住する建物、居室に収容される家財（生活の用に供される動産）となります。ただし、日本国内に所在するものに限ります。

## ■ 保険金（給付金）受取人

死亡保障は保険契約者が指定した死亡保険金受取人、入院保障・重度障害保障・災害保障は被保険者となります。



# お申込の手続き、保険期間、更新

## 1. お申込の手続き、保険期間など



ご提出いただいた「保険契約申込書」「告知書」を当社が審査し、お申込を承諾した後、第1回保険料をお払込いただきます。その翌月1日が、保険契約日および保険開始日となります。

## 2. 更新

### 更新のご案内

保険期間は1年です。保険期間満了日の2ヶ月前に「更新のご案内」をお届けします。

告知書を再度ご提出いただく必要はありません。また自殺の免責期間につきましては、保険期間は継続しているものとみなします。

## 保険金額、保険料例

### ■ 保障の種類は自由に組み合わせが可能です。

「地震災害特約」は「災害保障」に付帯してお引受できます。  
なお「入院保障」のみのお引受けはできません。

### ■ 「災害保障」「地震災害特約」は、健康状態にかかわらずお引受できます。

告知内容により、「死亡保障」「入院保障」「重度障害保障」をお引受できない場合でも、「災害保障」「地震災害特約」はお引受できます。

### ■ 保険料は、「被保険者」の「年齢」によって異なります。

性別、職種、また被保険者の居住する建物・居室の価額、構造、所在地、または家財の価額によって異なることはありません。

#### 保険金額の設定例

- 「死亡保障」は1万円から200万円までの間で1万円単位で保険金額を設定できます。
- 「入院保障」は「7日型」「14日型」等の型式を任意に選択できます。  
「2日型」の保険金額は3万円、その他の型式の保険金額は5万円以内で1000円単位に設定できます。  
※「2日型」の保険金額は業種・職種によっては、上記金額でお引受けできないことがあります。
- 「重度障害保障」は1万円から100万円までの間で1万円単位で保険金額を設定できます。
- 「災害保障」の保険金額は、「全損」が50万円、「半損」が25万円、「一部損」および「床上浸水」が10万円以内で、1000円単位で設定できます。  
また、「地震災害特約」の保険金額は「災害保障」の額を上限に設定できます。  
半損は全損の50%、一部損、床上浸水は全損の20%での金額設定となります。

保障の種類	保険金額
死 亡 保 障	1万円～200万円
	2日型 1,000円～3万円
	7日型
	14日型 1,000円～5万円
	30日型
	60日型 7日型～90日型は上記の金額の間で設定できます。
90日型	
重 度 障 害 保 障	1万円～100万円
	全 損 1,000円～50万円
	半 損 1,000円～25万円
	一 部 損 1,000円～10万円
災 害 保 障	床上 浸 水 1,000円～10万円
	全 損
	半 損 上記、災害保障の額を上限とします。
	一 部 損
地 震 災 害 特 約	床上 浸 水

## 保険金お支払いに関するご注意

### 1. 重複支払いの調整

被保険者が当社の死亡保障と重度障害保障に重複して加入していた場合は、当社が死亡保険金を支払う前に重度障害保険金をお支払いしていた場合は、死亡保険金からお支払い済みの重度障害保険金を差し引いた額を死亡保険金としてお支払いたします。また、死亡保険金をお支払いした後に、重度障害保険金の請求があつてもお支払いできません。

### 2. 保険金支払いの限度額

- 「入院保障」において、一保険期間中、ひとつの型式でお支払いする保険金の合計は5万円を限度とします。  
また、全型式を通算して被保険者における一保険期間の入院一時給付金の支払限度は30万円とします。
- 「地震災害特約」を含む「災害保障」において、一保険期間中でお支払いする保険金の合計は150万円を限度とします。

# お支払いする保険金について

種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
死亡保障	被保険者の死亡 ただし、被保険者の保険開始日以降1年内の自殺、保険契約者・保険金受取人の故意による被保険者の死亡等を除きます。	被保険者が当社の死亡保障と重度障害保障に重複して加入していた場合は、当社が死亡保険金を支払う前に重度障害保険金をお支払いしていた場合は、死亡保険金からお支払い済みの重度障害保険金を差し引いた額を死亡保険金としてお支払いたします。また、死亡保険金をお支払いした後に、重度障害保険金の請求があつてもお支払いできません。	被保険者が、戦争その他の変乱によって死亡したとき。ただし、戦争その他の変乱による死者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その程度により保険金額を全額、または削減して支払うことがあります。	
入院保障	被保険者の入院 ただし、次のすべてに該当する入院となります。 ①保険開始日以後に発生した疾病または発生した定義1に定める不慮の事故による傷害を直接の原因とする定義2に定める入院（約款をご参照ください。） ②①の疾病または傷害の治療を目的とすること ③定義3（約款をご参照ください。）に定める病院または診療所における入院であること ④入院日数が継続して2日以上であること	①2日型 継続して2日以上入院した場合 ②7日型 継続して7日以上入院した場合 ③14日型 継続して14日以上入院した場合 ④30日型 継続して30日以上入院した場合 ⑤60日型 継続して60日以上入院した場合 ⑥90日型 継続して90日以上入院した場合	保険契約締結時、もしくは保険契約更新時に設定した入院一時給付金額を支払います。 ただし、被保険者における通算限度は各型式とも一保険期間5万円とします。 また、全型式を通算して被保険者における一保険期間の入院一時給付金の支払限度は30万円とします。	①保険契約者の故意または重大な過失による給付事由の発生 ②被保険者の犯罪行為による給付事由の発生 ③入院一時給付金受取人の故意または重大な過失による給付事由の発生 ④被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故による給付事由の発生 ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による給付事由の発生 ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による給付事由の発生 ⑦被保険者の薬物依存（定義4. 約款をご参照ください。）による給付事由の発生 ⑧地震、噴火または津波による給付事由の発生 ⑨戦争その他の変乱による給付事由の発生 ⑩前号⑧、前号⑨の規定にかかわらず地震、噴火または津波および戦争その他の変乱によって、入院一時給付金の支払い事由に該当した保険契約者数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと当社が判断したときは、その程度により入院一時給付金額を全額、または削減して支払うことがあります。
重度障害保障	被保険者が、傷害または疾病を原因として定義1（約款をご参照ください。）に定める「重度の障害の状態」に該当したとき	被保険者が当社の死亡保障と重度障害保障に重複して加入していた場合は、当社が死亡保険金を支払う前に重度障害保険金をお支払いしていた場合は、死亡保険金からお支払い済みの重度障害保険金を差し引いた額を死亡保険金としてお支払いたします。また、死亡保険金をお支払いした後に、重度障害保険金の請求があつてもお支払いできません。	①被保険者の犯罪行為 ②被保険者の自殺行為 ③被保険者の故意もしくは重大な過失 ④被保険者が、戦争その他の変乱によって重度障害状態に該当したとき。ただし、戦争その他の変乱による重度障害者の数の増加が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その程度により保険金額を全額、または削減して支払うことがあります。	
災害保障	次の各号のいずれかに該当する事故によって、被保険者が居住する建物、居室、または被保険者が居住する建物、居室に収容される家財（生活の用に供する動産）が、全損または全焼もしくは全壊、半損または半焼もしくは半壊、一部損または一部焼もしくは一部壊、または床上浸水となつた場合 ①火災 ②破裂又は爆発 ③落雷 ④台風、せん風、暴風、暴風雨等の風災、ひょう災、雪災 ⑤水災 ⑥建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊	①全損保険金 保険証券記載の「全損」の保険金額を保険金として支払います。 ②半損保険金 保険証券記載の「半損」の保険金額を保険金として支払います。 ③一部損保険金 保険証券記載の「一部損」の保険金額を保険金として支払います。 ④床上浸水保険金 保険証券記載の「床上浸水」の保険金額を保険金として支払います。	被保険者における1回の支払額は保険証券記載の保険金額を限度とします。また保険期間中の支払い限度額は150万円とします。  その被害が地方自治体または消防署により全損または全壊もしくは全焼、または半損または大規模半壊を含む半壊もしくは半焼、もしくは一部損または一部壊もしくは一部焼等と被害認定された場合、または床上浸水の場合に保険金を支払います。	①保険契約者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ②被保険者でない者が保険金の全部または一部を受け取る場合においては、その者の故意もしくは重大な過失または法令違反 ③戦争その他の変乱。ただし、戦争その他の変乱による被保険者が居住する建物、居室、または被保険者が居住する建物、居室に収容される家財（生活の用に供する動産）の損害が、この保険契約の計算の基礎におよぼす影響が少ないと当社が認めたときは、その程度により保険金額を全額、または削減して支払うことがあります。 ④核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故 ⑤地震、噴火または津波
地震災害特約	地震または噴火もしくはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険契約者が居住する建物、居室、または被保険契約者が居住する建物、居室に収容される家財（生活の用に供する動産）について損害（地震等が生じた後における事故の拡大防止または緊急避難に必要な処置によって生じた損害を含みます。）が生じた場合	①上記災害保障の各保険金に準じて保険金をお支払いたします。 ②地震等を直接または間接の原因とする地すべりその他の災害による現実かつ急迫した危険が生じたため、建物全体が居住不能（一時的な場合を除きます。）に至ったときは、これを建物の全損とみなして保険金をお支払いたします。	①地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。 ②ひとつの事故で「災害保障」と「地震災害特約」から重複して保険金をお支払いすることはありません。	

## 当社からのお願い

以下の場合は、ただちに当社にご連絡ください。

- 保険金（給付金）のお支払い事由が発生した場合
- 保険契約者の住所変更等契約内容に変更があつた場合

● このパンフレットは弔慰見舞金保険の概要を紹介したものです。詳細は保険約款になりますが、保険金のお支払い条件・ご契約手続き・その他ご不明の点がありましたら取扱代理店または当社までご相談ください。

- お申込に際しては、「契約概要」「注意喚起情報」を必ずお読みください。  
当社の募集人は、保険契約締結の媒介を行なう者で保険契約の代理権はありません。
- 当社は、保険業法施行規則第211条の30第2号に規定する、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がなく、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当いたしません。

